

差額とは

～12月25日(金)に支給された〇〇の話～

私たちの賃金・労働条件って、どうやって決まっているの？

私たち教職員の賃金(給料)や労働条件(休暇や制度など)は、

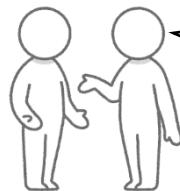
教職員組合と北九州市教育委員会との

賃金確定交渉によって決まります！

※教職員の賃金は、都道府県、政令市によって違います！

要求

- 賃金を上げていただきたい。
- 休暇制度を充実させてほしい。
- 同一職場で働く人には同一権利を！



提案

- 月例給を、3.03%引上げ
- 生理またはPMSも取得要件に
- 事務職員も産休・結婚休暇が教員と同様に

交渉の結果、月例給(平均)3.03%引上げ、ボーナス0.05ヶ月分引上げとなったので…

12月25日に「差額」が支給されました！ …「はて？ 差額」って何？

年度初めの4月時点での民間と公務の賃金比較による「市人事委員会勧告」を土台としての賃金改定ですから、基本的には4月に遡っての改善となります。

つまり、4~12月(9ヶ月)の月例給とボーナスの改善(引上げ)分を受けとることになります。



これを**差額**といいます。よって「差額」は、**組合の交渉によって勝ちとったもの**といえます。

※賃金改定には、市議会(12月議会)での条例改正が必要です。ですから、12月末頃、「差額」支給となります。

北九州市教職員組合は、

教職員の生活と権利をまもり、教育をまもり、民主的な社会をまもるために活動しています。

今回は、交渉の成果、特に賃金(「差額」)のことをお伝えしましたが、まだまだ課題は山積みです。

あなたにも、「困っていること」、「おかしいと思うこと」、「変えたいこと」など、

『こうなつたらいいのにな』と思うことがあるのではないでしょか。

教職員組合のなかまが多ければ多いほど…

☆交渉力がアップ↑！（=願いが叶いやすくなる！）☆困ったときに助け合える！



→あなたが安心して働くことのできる職場環境につながります！

【お問い合わせ先】

北九州市教職員組合 TEL:093-953-0381